

障害児の母親の就労と祖父母による援助

丸山 啓史

Support of Grandparents for the Work of Mothers of Children with Disabilities

Keishi MARUYAMA

Accepted December 27, 2012

抄録：障害児の母親の就労に関して、祖父母による援助は重要な影響をもつと考えられる。本稿では、59人の母親を対象とする調査に基づき、母親の就労との関係で祖父母が担っている役割を示している。その役割とは、障害のある子どもを預かることや、学校等への送迎を担うことなどである。そうした祖父母の役割は、母親の就労にとってほとんど不可欠なものになっている。しかし、祖父母による援助が得られない場合もある。また、祖父母の加齢にともない、祖父母が母親を援助することは困難になる。祖父母による援助への依存は、母親の就労を不安定なものにしている。

索引語：障害児，母親，就労，祖父母

Abstract : The support of grandparents is thought to deeply affect the work of mothers of children with disabilities. This paper, based on interviews with 59 mothers, reveals the roles that grandparents take on related to the work of the mothers. The roles are taking care of the children with disabilities, dropping off and picking up the children, and so on. These roles are essential for the mothers to work. But some mothers cannot be supported by the grandparents. Additionally, it gets difficult for the grandparents to support the mothers as they get older. The dependence on the support by the grandparents brings instabilities to the work of the mothers.

Key Words : children with disabilities, mothers, work, grandparents

1. 問題と目的

障害児¹⁾の母親について、就労の困難さがこれまでに指摘されてきている（能勢，1999；津止ら，2004，など）。一方，藤原（2006）は、「障害児の母親の就労への関心は，母親自身の葛藤や社会的支援の希薄さに対する不満を伴いながらも，今後ますます高まる」（p.160）と述べており，玉井（2008）は，「『働きたい』『仕事を続けたい』と考える障害児の母親は，再就職型であれ継続就業であれ，おそ

らくは増えてはいるのだろう」(p.170)としている。

丸山(2012a)が示すように、障害児の母親が就労することは、少なくとも三つの点で積極的な意味をもち得る。第一は、経済的側面に関わるものであり、母親が就労することによる家計の収入増は軽視されるべきでない²⁾。第二は、就労することによる育児ストレスの軽減である。障害児の母親が就労することは、母親の気分転換につながり、母子が適切な距離を保つのに役立つことが、先行研究からも示されている(上村ら, 1999; 上村ら, 2000; 久保山, 2006)。そして、第三は、仕事を通して得られる「やりがい」「生きがい」や、社会的な人間関係の広がりなど、母親自身にとっての積極的な意味である。

すべての母親が就労しなければならないわけではないが、就労を望む母親や就労する必要がある母親が就労しやすい社会的環境が形成される必要がある(丸山, 2012b)。この課題に関わって、丸山(2011a)や丸山(2011b)が指摘するように、祖父母による援助は、障害児を育てる母親の就労を左右する要因の一つになっている。しかし、母親の就労との関係で祖父母が担っている役割や、それをめぐる課題等について、先行研究において詳しく示されているわけではない。丸山(2011a)は、祖父母やきょうだいなど、家族の援助があることによって母親の就労が支えられている場合があることを、少数の事例をもとに指摘するにとどまっている。また、丸山(2011b)は、保育所への送迎や療育機関への付き添いを祖母などが担うことによって母親の就労継続が可能になっている事例を示しているが、子どもの乳幼児期の問題に検討対象が限定されている。

そもそも、今野(1998)が指摘するように、障害児の祖父母に注目した研究は日本において極めて少なく、その状況は近年でも変わっていない³⁾。土屋(2002)や中根(2006)による障害者家族研究の系譜の整理からもうかがえるように、障害児の家族についての研究においては、主な関心が母親に向けられてきた。障害児のきょうだいや父親についての研究はある程度の広がりを見せつつあるが、祖父母への関心は依然として低い。しかし、障害児と家族をめぐる問題を考えるうえで、祖父母の存在を軽視することはできないはずである。母親の就労に関しても、祖父母による援助は重要な影響をもつと考えられる。

そこで、本稿においては、障害児の母親を対象とするインタビュー調査をもとに、母親の就労との関係で祖父母が担っている役割を示すとともに、その実態が抱える問題点を母親の就労保障という観点から整理する。

2. 方法

(1) 対象

インタビュー調査の対象は、障害児の母親 59 人である。対象となる母親には、子どもの状態、家族構成、就労経歴などについての予備的アンケートを行った。表はその結果をもとにまとめたものである。

調査時の子どもの年齢についてみると、乳幼児が 2 人、小学生が 12 人、中学生が 18 人、高校生が 15 人、18 歳以上の学校卒業者が 12 人である。

調査時における子どものケアの必要度に関しては、「学校・通所先等に一人で通える」「一人で留守番をすることができる」「食事や排泄が一人でできる」という 3 項目すべてに「できない」と答えた母

親が 28 人であり、すべてに「できる」と答えた母親は 11 人である。「学校・通所先等に一人で通える」について「できない」と答えた母親は 46 人であり、子どものほとんどが特別支援学校あるいは通所施設に在籍していることをみても、相対的に障害の重い子どもの母親が大半であることがわかる。

調査時における母親の就労状況については、パートタイムで就労している母親が 23 人と多く、フルタイムで就労している母親は非正規雇用を含めて 12 人、自営業は 6 人、在宅業務は 3 人、就労していない人は 15 人となっている。ただし、一貫して就労を続けてきている母親もいれば、就労していない時期を経て再就職したという母親もあり、就労の経歴は様々である。

家族構成についてみると、祖父または祖母と同居している母親は 12 人である。祖父母と同居していても、祖父母が近隣に在住しているというケースが少なくない。

表 インタビュー調査の対象者（「母親の就労状況」以外は子どもについての情報である）

	子どもの年齢	在籍	障害	一人での通学または通所	母親の就労状況	母親以外の同居家族
1	1	回答なし	染色体異常	できない	就労していない	父、祖父、姉、兄
2	5	保育所	自閉症	できない	パートタイム	父、姉、妹、弟
3	6	特別支援学校	自閉症スペクトラム障害	できない	パートタイム	曾祖母、祖母、祖父、兄
4	8	特別支援学級	肢体不自由	できない	就労していない	父、祖母
5	9	特別支援学校	知的障害、低身長	できない	就労していない	父、祖母、祖父、姉
6	9	特別支援学校	自閉症	できない	パートタイム	父、姉、兄
7	9	特別支援学級	自閉症	できない	パートタイム	父、姉、兄
8	9	特別支援学校	脳性まひ	できない	就労していない	父、姉、妹
9	10	通常学級	回答なし	できない	パートタイム	父
10	10	特別支援学校	脳性まひ	できない	就労していない	弟
11	11	特別支援学校	回答なし	できない	パートタイム	父、弟、妹
12	11	特別支援学級	自閉症スペクトラム障害	できる	在宅業務	父、姉、姉
13	12	特別支援学級	自閉症	できない	パートタイム	父、姉
14	12	特別支援学級	回答なし	できる	フルタイム	父、弟
15	12	特別支援学校	知的障害を伴う自閉症	できない	自営業	父、兄、兄、兄
16	12	特別支援学校	知的障害	できない	パートタイム	父、弟
17	12	特別支援学校	アンジェルマン症候群	できない	パートタイム	父、兄
18	13	特別支援学校	広汎性発達障害	できる	就労していない	父
19	13	特別支援学校	自閉症	できない	自営業	父、曾祖母、祖母、祖父、兄
20	13	特別支援学校	自閉症	できない	フルタイム	父、妹
21	13	特別支援学校	知的障害	できない	パートタイム	父、姉
22	13	特別支援学校	自閉症	できない	フルタイム	父、弟
23	14	特別支援学校	てんかん	できない	自営業	父、妹
24	14	特別支援学校	重度知的障害を伴う自閉症	できない	就労していない	父、姉
25	14	特別支援学級	脳性まひ	できない	フルタイム	なし
26	14	特別支援学校	回答なし	できない	在宅業務	父、妹、妹
27	14	特別支援学校	知的障害、てんかん	できない	就労していない	父、姉、妹
28	14	特別支援学級	自閉症	できる	パートタイム	父、兄
29	14	特別支援学校	自閉症、重度発達遅滞	できない	パートタイム	父、兄、弟、弟
30	14	特別支援学校	両上下肢機能障害	できない	フルタイム	
31	15	特別支援学校	自閉症	できない	パートタイム	父、祖母、祖父
32	15	特別支援学校	脳性まひ、難聴	できない	フルタイム	兄、兄、弟
33	15	特別支援学校	知的障害、腎臓機能障害	できない	パートタイム	父、祖母、祖父、おば、姉、兄
34	16	特別支援学校	自閉症	できる	フルタイム	なし
35	16	特別支援学校	ダウン症、知的障害	できない	フルタイム	父、兄
36	16	特別支援学校	知的障害、てんかん	できない	就労していない	父、弟
37	16	回答なし	回答なし	できない	就労していない	姉
38	16	特別支援学校	自閉症	できる	パートタイム	父
39	16	特別支援学校	自閉症、知的障害	できない	就労していない	姉

40	16	特別支援学校	体幹機能障害、心疾患	できない	フルタイム	兄
41	16	特別支援学校	知的障害を伴う自閉症	できない	パートタイム	父、姉、姉
42	17	通常学級	脳性まひ	できない	パートタイム	父、祖母、祖父、弟
43	17	特別支援学校	自閉症、知的障害	できない	在宅業務	父、妹、弟
44	17	特別支援学校	自閉症	できない	パートタイム	祖父、叔父、弟
45	17	特別支援学校	多発奇形症候群	できない	パートタイム	父
46	17	特別支援学校	ダウン症	できる	フルタイム	父、祖母
47	18	特別支援学校	脳性まひ	できない	パートタイム	父、祖母、祖父、姉、兄
48	18	通所施設	自閉症	できない	就労していない	父
49	19	通所施設	知的障害	できる	自営業	弟
50	19	通所施設	知的障害	できない	自営業	父、姉
51	20	通所施設	四肢機能障害	できない	パートタイム	父、兄
52	20	通所施設	自閉症	できる	パートタイム	
53	20	回答なし	知的障害	できる	フルタイム	父、祖母、祖父、妹、妹
54	22	通所施設	自閉症	できる	自営業	父、姉、弟
55	23	通所施設	自閉症	できる	フルタイム	父
56	25	通所施設	知的障害	できる	就労していない	父
57	25	通所施設	重度心身障害	できない	就労していない	父
58	28	通所施設	自閉症	できない	パートタイム	父、弟
59	30	通所施設	知的障害、下肢機能障害	できない	就労していない	父

(2) 手続き

調査員が対象者の自宅を訪問するなどして、対面による個別の半構造化インタビューを実施した。インタビュー内容についてはボイスレコーダーによる記録から逐語録を作成し、その逐語録をもとに分析を行った。

調査内容は、母親の就労の経歴と現状、就労が困難な理由、就労が可能な理由、祖父母による援助の実態などである。

調査期間は、2010年7月から2011年4月である。

3. 結果と考察

(1) 祖父母が担う役割

障害児の母親の就労との関係で祖父母が担っている役割の一つは、障害のある子どもを預かり、障害のある子どもと過ごすことである。就労するうえで、日常的に子どもを祖父母に預かってもらってきたと語る母親が少なくない。〈ケース31〉では、障害のある子どもが3歳の頃に母親が再就職しているが、「昼間の何時間か、おばあちゃんに預けて、出たんです」と語られている。また、〈ケース55〉でも、「おばあちゃんがよく子守してくれて。私、ほら、仕事してたから」と述べられており、当時の様子について母親は次のように語っている。

- ・3歳まではおばあちゃんがずうっと付きっきりでみてくれてたわ。多動で大変だっただろうけど。ようおらんようになったけど。迷子になって。ウロウロしたりしたけど、まあ、何とか。おばあちゃんが若かったから、追いかけて、ようみてくれたわ。(ケース55)

もともと、祖父母に子どもを預けることは、障害児の母親だけにみられることではなく、年齢の低い子どもを育てる母親に広くみられることであろう。

しかし、子どもに障害がある場合には、保育所への入所が困難になりがちなことなどから、祖父母に子どもを預ける必要性が高くなる傾向があると考えられる。母親が保育士をしていた〈ケース51〉

では、「保育所とかには、よう預けんかったんで、親に預けて」仕事を続けていた時期が母親にあり、「こういう子を受け入れてくれるっていうところも少ないやろし、そうなっても親はついて行かなあかんやろなつてのもあったし」と母親が語っている。〈ケース 35〉では、保育所について「0 歳から預かってもらえるんですけども、障害もっている子は、そのときは、3 歳からしか受け入れませんって言われたんですよ」と語られており、子どもが保育所に入所するまでの一時期、母親は祖母に子どもを預けながら教員の仕事を続けている。

また、子どもの年齢が上がっても祖父母に子どもを預ける必要性が生じやすいところにも、障害児の母親に特有の問題があるといえる。たとえば、〈ケース 20〉では、障害のある子どもは中学 2 年生であるが、「おじいちゃん、おばあちゃんが近くにいてるんで、もちろん、おじいちゃん、おばあちゃんに手伝ってもらってます。夜の帰りは、おじいちゃん、おばあちゃんに預けて行っているの」と語られている。障害のある子どもが学齢になっても、祖父母による援助が強く求められることが少なくないのである。特に学校の夏休み等には、母親が就労するうえで祖父母の援助が重要になる⁴⁾。

- ・ 中学校のときには（祖母に）来てもらってたんですけど、この頃、高校生になって自分でおばあちゃんのところへ行くようになったんです。（中略）夏休み中、私が仕事に行ってるんで、朝から一人で置いとけないんで、おばあちゃんとこまでバスで行って、ご飯食べて帰ってきてっていう感じで。（ケース 38）
- ・ もう、おばあちゃんに預けっぱなし。おばあちゃんはすごい疲弊してましたけど。多動だもん。40 日も大変だった。おばあちゃんが一番大変だったかな。夏休み中の期間。（ケース 55）

このように障害のある子どもを預かるという役割に加えて、母親の就労との関係で祖父母が担っている、もう一つの重要な役割は、学校等への子どもの送迎である。就労との関係で子どもの送迎を行うのが母親には困難な場合に、祖父母が送迎を担うケースが少なくない。たとえば、〈ケース 39〉では、「私がちょっと朝の登校バスまで送れないときも、祖母に頼んだんですけど…」と語られている。また、〈ケース 59〉では、小学 5 年生から子どもが養護学校に通うようになったが、スクールバスへの送迎は祖母が担っており、学校の長期休業期間における「障害児学童保育」への送迎も祖父母が行っていた。同じように、障害のある子どもの送迎を祖父母が行っている様子が、次のように語られている。

- ・ （サマースクールときは）おばあちゃんにバス停まで迎えに行ってもらって、連れて帰ってきてもらって、ちょっとみてもらうという…。私が帰ってくるまで。それは学校の毎日と同じなんですけど、まだ小さいので。大きくなったら、バス停で、自分で行って帰ってくれば、それができたらいいですけど、それができないので。一人で帰ってこれないんです。おばあちゃんに任せているという感じです。（ケース 3）
- ・ 小学校のときは、自分の家から集団登校させてないんですよ。私が 7 時半とかに（仕事に）出ると、集団登校って 8 時くらいですよ。なので、おばあちゃんの家に行かせて、おばあちゃんの家から集団登校に参加させてもらう。（ケース 14）
- ・ 今ちょっと、旅館っていうか、ホテルの配膳とか、そういうのをせんかって、言うてはもらってます。冬の間だけなんです。田んぼが関係ないときだったら、おじいさんでも（スクール）バスを迎えにいらえるんで、冬の間だけならって。（ケース 19）
- ・ 小さいときは、ここに住んでなくて、実家の近くに住んでいたので、おばあちゃんが毎日送迎してましたね。小学校の 4 年生ぐらいまでかな。（ケース 22）

学校等への送迎という、子どもに障害がない場合にはあまり必要にならない役割が、障害児の祖母によって担われることが少なくないのである。そして、その役割は、子どもの学校卒業後においても求められることがある。〈ケース 40〉では、子どもを通所施設に通わせるために祖父母の援助が必要になるという予測が、次のように語られている。

- ・ 今度卒業してデイなんかに行くときは、9 時始まりなんですね。なので、今は私がバスに乗せて行けるんですけど、再来年はそうはできないなと思っているので、実家に送り込んで、そこから送り迎えがあるので、実家から乗せていってもらおうようにしようかなと、少しずつ段取りを組んでいるところなんですけど。だから、両親が元気でないとだめなんです。(ケース 40)

子どもの送迎や預かりが、母親の就労のために祖父母が担う大きな役割になっているのである。ただし、それら以外にも、祖父母が担っている役割は様々に存在する。たとえば、日常的に障害のある子どもを預かるのではなくても、子どもが体調不良のときに祖父母が援助をしている例がみられる。

- ・ 子どもが熱を出したとかいうと、主人に段取りつけて帰ってもらおうような、そんな形を今やりますね。あと、おじいちゃん、おばあちゃんに連絡を取って、ちょっと行ってもらえへんかなっていうような。(中略) 今まだ元気でいてくれはるので、協力してもらって。(ケース 23)
- ・ 3 歳くらいまでとか、肺炎とかいつもなるんです。そうすると、一週間くらいは入院しないといけないんです。最低一週間くらいは入院しないといけないので、私が一日休んで、主人が休んで、あと実家から母を呼んでみてもらって。そういうことはけっこうしょっちゅうありましたね。(ケース 25)

また、障害のある子どもの乳幼児期において、療育機関への通園を祖父母が主に担っていたという例もある。

- ・ こんなやっぱり発達の遅れがある子だったら、療育施設等の付き添いとかがね、ほんととはしてあげたかったんですけど、(子どもが) 1 歳 (になると職場に) 復帰で、療育施設等をおばあちゃんのほうに行ってもらってたんで…。(ケース 14)
- ・ 療育園さんにも通ったらっていう感じで言われて、療育園は週に 2 回やったかな、週に 2 回か月に 2 回か忘れたんやけど、それも私は休んでは行けないので、母が行くことで療育園に行ったり。(ケース 59)

さらに、施設に通う子どもの帰宅確認を祖父母がしている例もある。

- ・ 息子は、5 時過ぎくらいにバス停から自分でとことこ歩いて、作業所のバスがあるんですが、そこから 10 分くらいかけて家に帰って、鍵開けて、それからうちの父と母が近くに住んでいて、一応帰ってきたという確認だけはしてくれているんですよ。(ケース 50)

以上のように、様々な役割を祖父母が担うことによって、母親の就労が支えられてきているのである。

なお、これらの援助を担うのは、母方の祖父母であることも多いが、父方の祖父母であることも少なくない。〈ケース 8〉では、「主人の両親が隣に住んでいて」「自分の親以上に協力してもらってます」と語られており、〈ケース 23〉でも、「主人のほうのおじいちゃん、おばあちゃん」が「子どものこと、ものすごい気にかけてくれはる」と語られている。また、〈ケース 6〉では、「旦那さんのほう」の祖父が「毎日顔を出してくれます」と語られている。

(2) 祖父母による援助に依存する実態

子どもを預かることや、子どもの送迎など、祖父母が担う役割は、障害児の母親が就労するうえで

重要なものになっている。インタビュー調査からは、母親の就労が祖父母による援助に強く依存している実態が示された。祖父母による援助があるので就労が可能だと語る母親や、祖父母による援助がなければ就労は困難だと語る母親が少なくない。

- ・ 親一人、子一人だから、どうしたらいいんでしょうねって言ったら、（市役所の職員は）よう言わはらへん。（中略）たまたま、うちは実家におじいちゃん、おばあちゃんいるから働けるけど、そういうフォローがない人は生活保護しかないんですかねって言ったら、そうですねって言わはる。（ケース 34）
- ・ 主人の両親とも一緒に住んでたし、いろいろ家事の面で助けてもらったのもあったし、それで（仕事を）続けてこれたとは思うんですけど…。（ケース 49）
- ・ 旦那のお父さん、一緒に住んでるんですけど、全くと言っていいほどノータッチなんです。私のほうの実家が、この〇〇（地名）ってとこにあるんですけど、手伝うのは手伝ってもらってますけど、そこも自営業してるので、ちょっと毎回毎回頼むわけにもいかないし、ちょっと不規則な新聞配達なんで、歳もとってくると、あんまり無理には言えないっていうのもあって。仕事ってなると、親の協力っていうのがどうしてもいるかなっていうのが…。（ケース 1）

祖父母による援助は、母親の就労の可否に極めて大きな影響を与えているのである。特に、母親がフルタイムの雇用で就労するためには、祖父母による援助がほとんど不可欠であることが、インタビュー調査からうかがえる。調査時まで一貫してフルタイムの雇用で就労を継続していた 7 人の母親すべてが、障害のある子どものケアに関して重要な援助を祖父母から受けてきているのである。たとえば、母親が小学校の教員をしている〈ケース 22〉では、小学校 4 年生頃まで障害のある子どもの送迎を祖母に頼っており、母親は「おばあちゃんがいなかったら、私は仕事を辞めざるを得なかったでしょうね、絶対」と述べている。同様に、〈ケース 14〉や〈ケース 55〉でも、母親が就労するために祖父母による援助が欠かせなかった様子が、次のように語られている。

- ・ 子育てとかは、実家でみてもらっているんで楽かなあとと思いますけども、仕事って、もし実家がいなかったら、ちょっと働けないかと…。（実家は）徒歩 10 分ぐらいのところで、子どもがそこに学校から帰ってくると（中略）、私が帰宅するまではずっと、晩ご飯も出してもらってっていう生活が、1 歳のときからずっとなんで。保育所の送り迎えも全部やってもらって。（祖父母が）近くにいなかったら当然、自分がしなくちゃいけなかったと思うんですけども、そうなったらやっぱり、働き続けるのはだいが厳しかったかなあとと思いますね。（ケース 14）
- ・ 4 時にスクールバスが帰ってきたら、6 時までおばあちゃんちで待つといてくれて。おばあちゃんがみてくれて。私が役場の仕事 5 時半に終わって、6 時に迎えにいった、子どもといっしょに私らの夫婦の自宅に戻ったんですけど。（中略）学校が早く終わっても、おばあちゃんがみてくれたで、早退して帰らんでも 5 時まで仕事ができまし。おばあちゃんがおればこそだね。やっぱり、そうやって家族のサポートがないと働けないし。（ケース 55）

母親が特別支援学校の教員をしている〈ケース 35〉では、保育所入所ができなかった時期には祖母が障害のある子どもの日中のケアを担っており、小学生の時期には学童保育が終わってから母親が帰宅するまで、祖母が障害のある子どものケアをしていた。また、〈ケース 25〉では、子どもの入院の際に母親が祖母に援助を頼んでおり、〈ケース 46〉でも、子どもが入退院を繰り返した時期に祖母による援助があったことが語られている。そして、母親が団体職員をしている〈ケース 53〉では、母親が就労を続けることができた主な理由の一つとして、「私の父とか母とか、主人の母とか父とか」の協力が

挙げられている。

一方、母親が自営業に携わっている〈ケース 54〉からも、祖父母による援助があることで家族の仕事と生活が成り立っている様子がうかがえる。

- ・ 6 時になったら、もうご飯、おなか減ったって言って、(二階の部屋から)降りてくる。その時間に私らが仕事終わってご飯食べさせてやれないんで、おじいちゃんとおばあちゃんに作ってもらって、食べさす。お風呂も入らず。(中略) そうなってくるともう、どっちかって言うたら生活の基盤がおじいちゃん、おばあちゃんになってるというのが今の現状です。(ケース 54)

このように祖父母による援助に頼らなければ母親の就労が困難な実態は、障害児のケアを担う社会資源の整備によって改善されると考えられる⁵⁾。しかし、ある程度そうした社会資源にアクセスできている場合であっても、母親が就労することは必ずしも容易ではないことが、インタビュー調査から把握できる。以下にみるように、保育所や学童保育への子どもの迎えを祖父母が担うことによって母親の就労が可能になっている例が存在する。

- ・ 保育所に、2 歳のときに入ったんです。ただ、送っていくのはできたんですけど、迎えが間に合わないんで、おばあちゃんに頼んで行ってきました。(ケース 34)
- ・ その時代は夜間保育とかもなくって、長い時間預けられないんで、うちの実家のおばあちゃんに預かってもらってそこから保育園に連れてってもらってたんですね。実家の近くの保育園に連れていってもらって、仕事終わったら私がそこに迎えにいったって、連れて帰ってっていう形だったんですけど。(ケース 28)
- ・ 地域の学童保育のほうにも入らせていたんで…。(中略) 夕方 5 時ぐらいに、祖母が迎えにきてくれて、私が帰ってくるまで家でみてくれてる、みたいな感じで。私は(仕事)6 時まで。(ケース 35)

障害児のケアを担う社会資源がある程度は存在する場合でも、祖父母による援助がなければ、障害児の母親が就労することは極めて困難なのである。

(3) 祖父母による援助への依存をめぐる問題

インタビュー調査からは、母親の就労が祖父母による援助に依存している実態がもつ問題点を把握することができる。

第一に、祖父母による援助が得られない場合に、母親の就労が非常に困難になるという問題がある。当然のことながら、障害児を育てる母親が祖父母と同居しているとは限らないし、祖父母が近隣に在住しているとも限らない。祖父母が地理的に隔たったところに在住していると、祖父母による援助を期待することは難しい。〈ケース 2〉では、「おじいちゃんおばあちゃんがいらないんですよ、近くに。だから、本当に助けてもらえるのは主人しかいない」と語られている。また、以下にみるように、祖父母が近くに在住していても、祖父母自身が就労している場合などには、祖父母による援助が必ずしも十分に受けられるわけではない。

- ・ 私のほうの実家が(中略)あるんですけど、手伝うのは手伝ってもらうんですけど、そこも自営業してるので、ちょっと毎回毎回頼むわけにもいかない…。(ケース 1)
- ・ 近いのは近いんですけど、(祖父母は)二人とも働いておられるので、なかなかお願いできへんというかたちで…。(ケース 7)
- ・ 主人の両親は車で 10 分かかるぐらいのところにいるんですけど、自営業をしているので、どっちかっていうと、ちょっと配達が込みあったら「行ってくれないか」というのが昔あって、助け

てはもらえないけど助けなきゃいけない環境です。(ケース 27)

さらに、祖父母が同居している場合であっても、祖父母による援助が得られないことはある。たとえば、〈ケース 1〉では、「旦那のお父さん、一緒に住んでるんですけど、全くと言っていいほど（育児に）ノータッチなんです」と述べられており、祖父母に障害のある〈ケース 36〉では、「子どもの介護とダブル介護」という状態が語られている。このように、祖父母による援助を得ることが難しい母親も少なくないものであり、祖父母による援助に依存しなければ就労が難しい実態には問題がある。

第二に、祖父母による援助が得られる場合であっても、母親の就労が祖父母の状態に左右されるという問題がある。次の〈ケース 44〉や〈ケース 59〉にみられるように、祖父母の健康状態の悪化などによって母親が就労を続けられなくなることがある。

- ・ 障害の子が 4 歳までは、家のほうとかでピアノとオルガンやってて、近くの音楽教室にも行ってたんやけど、おばあちゃんもちょっと足が悪かったもんで（子どもの面倒を）みれなくなって（中略）その仕事は辞めて…。(ケース 44)
- ・ 私がなんで 50 になって（仕事を）辞めたかいうたら、おじいさんおばあさんもその頃 80 近くなったんでね、もうそないまでして働き続けなくてもいいかというのもあったし、退職勧奨というのがあって（退職金）何割増とかいう話もあったし。辞めるんやったら今かな（と思った）。自分も遊びたいし、おじいさんおばあさんも楽しきたいし、という感じがちょうどよかったんで、50 で辞めて…。(ケース 59)

また、就労している母親からも、祖父母の健康状態の悪化などがあれば自身の就労が困難になるという見通しが語られている。

- ・ 祖母のほうが、自分が死んだりなんかしたらもう辞めやと、もう仕事は無理やでっていうふうに。それが現実かなとは思いますが。どうしても手助けみたいなんはいりますね。ほかにきくと、そういう形で辞めておられる方がいるんちがうかなあって思うんやけど。(ケース 14)
- ・ 日々もう戦争というか、いつ仕事を辞めてもおかしくないよな、いつまで続けられるかなと思いつながら生活してましたね。もちろん、私が体を壊してもだめだし、おばあちゃんがいないと絶対無理だから。むしろ、おばあちゃん何かあったら無理な話だし…。(ケース 22)
- ・ 家族が私の介助必要としてたら、もう（仕事を）辞めるし。今まだ、家族は私の介助必要としてない。今まだ、T ちゃんはおばあちゃんがみてくれる。おばあちゃんは別に介護必要じゃないから、生活ができてるけど、誰かが倒れたら辞めようかなとも思ってたります。おばあちゃんが、とりあえずおばあちゃん健康が心配で。高齢だし。(ケース 55)

加齢にともなって祖父母が担える役割が縮小することへの言及は、以下のように、インタビュー調査において少なくない母親からなされている。

- ・（祖父母の援助を受けることも）できないことはないんですけど、やっぱり、おじいちゃんおばあちゃんも高齢になってくるので。(ケース 25)
- ・ 祖父母と同居してるんですけども、おいおい歳とってきて、あっちが具合悪い、こっちが具合悪いって言い出してきてるので。ちょっと頼りなくなってきたというのもあって、（障害のある子ども）本人も大きくなって重たくなってきているので…。(ケース 42)
- ・ 今は、おばあちゃんが、（スクールバスの）バス停まで（子どもを迎えに）いてくれている。でも、もう歳なので、たぶん今年が限界ですね。(ケース 47)

第三に、祖父母の負担という問題がある。障害のある子どもを預かるなどすることにもなう負担

が、母親から語られている。そして、過剰な負担になる役割を祖父母が担うことはできない実態も、インタビュー調査からみてとれる。

- ・ おばあちゃん、一人で（きょうだい）二人をみるのはしんどいと言って…。（きょうだい）二人で別れていたら、（母親の）自分でみても落ち着いているんで。最近交わることがあって、交わってバーンっていうのがあるんで、ちょっとその対応ができないと言ってます。（ケース 3）
- ・ 実家の母とかには来てもらったりはしてたんですけど、年齢も、もうそんなに若くはないので、毎日はみられないし。やっぱり自分の家のこともあるから、なかなか家族のなかで回すっていうのは、やっぱり無理ですよ。（ケース 4）
- ・ おばあちゃんが、もう歳やからね。おむつ換えたりとか無理やから。バスの送り迎え。迎えだけか、夕方のね。朝は私が出すんですけど。で、私が帰ってくるまでの 2 時間ぐらいだったら、おむつもそんな換えんでも大丈夫かなっていうので、見守りですけど、ここで。（ケース 10）
- ・ 週 1 か週 2 だったら（中略）おばあちゃんが、じゃあそのくらいなら預かってあげるよ、とか、何とかこう、やり過ごすこともできて…。でも、おばあちゃんたちも、それぞれもう、そんな体力もないし、毎日っていうと、ちょっと難しいところもあったり…。（ケース 18）

祖父母の負担を意識する母親は少なくない。祖父母による援助が得られる場合であっても、祖父母の負担に関して、母親が負い目を感じる事が考えられる。また、インタビュー調査からは、祖父母の負担に配慮して、受ける援助を母親が抑制している様子もうかがえる。

- ・ （祖父の）家は近いです。世話とまでは言いませんが、1, 2 時間ぐらいだったらおじいちゃんと一緒に留守番しといてもらえる感じです。本当にどうしようもないとき、「ちょっとだけみといて」というときは、おじいちゃんのところ。（中略）おじいちゃんもだいぶ歳なので、2 時間ぐらいが限度かな。それ以上はちょっとしんどいと思うので。（ケース 26）
- ・ 土曜日とか（中略）仕事場のほうの行事が入ってくるんやけど、そんなときには、この人（障害のある子ども）が学校もデイも休みなんで、もうそういうときには主人に休んでもらって…。やっぱり、おじいちゃん、おばあちゃんとかに預けてもいいんやけど、ご飯を食べさせてもらうことができないのね。おじいちゃん、おばあちゃんにはちょっとしんどいかなっていう、あれになってしまうので。ねえ、昼越えてしまうから。（ケース 51）

祖父母の援助が得られる場合でも、祖父母が担える役割には限界があるのであり、母親が就労することはやはり容易ではない。

第四に、祖父母による援助が得られる状態は、障害児の母親が祖父母の介護・ケアを担う可能性を高めかねないという問題がある。祖父母が同居していたり近隣に在住していたりして、援助が受けやすい状態は、祖父母が介護・ケアを必要とする際に援助を求められやすい状態だともいえる。もちろん、そのような関係は、子どもに障害がない場合や、祖父母による援助が特になかった場合にも共通するものかもしれない。しかし、子どもに障害があることに関わって祖父母の援助を多く受けている場合には、健康状態が悪化するなどした祖父母を援助することへの責任を母親がより強く感じるということが考えられる。以下のように、〈ケース 8〉からは、そのような母親の意識がうかがえる。

- ・ だんだん両親も年老いてきましたんで、自分たちの体のことでやっぱり手いっぱいになってきて、30 分、1 時間、見守りしといてもらうのはお願いできても、うちの子の場合は全介助なのでおむつ替えとかもしないといけないですし、ってなってくると、私でも最近ちょっと重くなって思ってるおむつの交換とかは、やっぱり両親がもし何かね、両親の体に負担がかかって、せっかく健

康に過ごせてるのに、そのためにね、何か健康を害することがあったら、やっぱりもう本末転倒ですね。そう思うと、やっぱり両親にはもう…。むしろ、こちらが今まで助けてもらったぶん、返していかないってというような段階にどんどんなっていくので…。(ケース 8)

以上のように、祖父母による援助に依存しなければ母親が就労しにくい状況は、母親の就労や生活に様々な制約や問題をもたらすのである。

4. まとめ

インタビュー調査から、障害児の母親の就労が祖父母による援助に強く依存してきている実態が示された。障害のある子どもの預かりや送迎などを行う祖父母は多く、そのような祖父母による援助がなければ就労が大きく制約される母親が少なくない。家族による援助が母親の就労に影響を与える要因であることは既に指摘されているが(丸山, 2011a), 祖父母による援助は、数あるうちの単なる一要因と位置づけられるべきではない。インタビュー調査からも明らかなように、母親の就労にとって、祖父母による援助は非常に重要なものになっている。そのため、援助の有無や度合によって母親の就労の可能性が大きく左右されることになり、母親の就労や生活に不自由さや不安定さをもたらしている。この状況は、母親の権利保障という観点からみて、克服されるべきものである。

もっとも、祖父母による援助があることで母親の就労が支えられているという状況は、必ずしも障害児の母親だけにみられるものではない。年齢の低い子どもを育てる母親の就労をめぐる、少なからずみられる状況であろう。インタビュー調査で示された問題状況の一部は、障害のない子どもの母親の就労についても存在すると考えられる。しかし、年齢の低い子どもの母親の就労をめぐる問題との共通性という点に、母親一般とは異なる、障害児の母親の就労をめぐる問題の独自性がある。障害児の母親の場合、就労するために他者による子どものケアが必要になるという状況が、子どもの年齢が低い時期だけに限定されず、長期間にわたって続くことが多いのである。障害のある子どもが成人した後も同じ状況が存在することが、現状においては珍しくない。子どものケアの必要性が大きく変化せずに継続しがちであるにも関わらず、母親や子どもを取り巻く状況は変化することが、母親の就労を困難にしている側面がある。

第一に、子どもの加齢にともなって、母親の就労保障を担う社会資源がなくなっていく。子どもの乳幼児期には、入所が必ずしも容易でないとはいえ、保護者の就労を支えるものとして保育所が存在する。しかし、子どもが就学すると、学校は基本的に保護者の就労保障を課題としていない。登校から下校までの時間帯にせよ、夏休み等の長期休業期間にせよ、保護者の就労に十分な配慮をして設定されるものではない。また、学童期には学童保育が重要な役割を果たし得るが、学童保育も中高生はほとんど対象にならない(丸山, 2011c)。そうしたなかで、母親が就労するためには祖父母による援助に依存しなければならない状況が生まれていくのである。

第二に、子どもの加齢にともなって、当然ながら祖父母も年齢を重ねるため、多くの場合に、障害のある子どもに関わって祖父母が担える役割が縮小する。子どもの送迎をしたり、子どもを預かったりすることが、祖父母には難しくなるのである。そのため、祖父母が相対的に若いときには援助を受けて母親が就労できても、祖父母の状態の変化によって母親の就労が極めて困難になることがある。インタビュー調査から示されているように、祖父母による援助があることで母親の就労が可能になって

いる例は少なくないが、長期的にみれば、そのようなあり方は母親の安定的な就労を保障するものではない。

以上のように問題をとらえるならば、母親の就労が祖父母による援助に強く依存する実態を克服していくために、大きくは二つのことが課題となる。

一つは、母親・保護者の就労保障のための社会資源の体系を構築することである。子どもの送迎などについて家族に依存してきた学校教育のあり方についても、見直しが求められよう。保育所・学校・施設等への通所・通学に関わる社会的支援の整備が考えられなければならない。また、学校に通う障害児の放課後・休日についての社会的支援や、学校を卒業した障害者の余暇についての社会的支援が必要になる。そうした社会的支援の拡充によって、母親が就労するうえで祖父母による援助に依存する必要のない状況をつくりださなければならない。

もう一つは、障害児者のケアを家族に強く期待する意識を改めさせつつ、障害児者のケアを家族が担わなければならない実態を改善していくことである。そのような大きな課題のなかの重要な一部として、祖父母による援助に依存する状況の克服を考えることができる。母親や祖父母を障害児の援助者と位置づける意識や実態を浮き彫りにし⁶⁾、その妥当性を問い直すことが、障害児の母親の就労保障という観点からも重要なのである。

なお、本稿では母親を対象とするインタビュー調査をもとに検討を行ったが、祖父母を対象とする調査によって祖父母が担う役割の実態や祖父母の意識を明らかにすることも重要であろう。また、祖父母が担う役割の実態を量的調査によって把握することも、今後の課題だといえる。

注

- 1) 近年、LD・ADHD・高機能自閉症等の「発達障害」のある子どもについての関心が高まっているが、本稿では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する知的障害児を主に想定している。
- 2) 田中（2010）は、家計がシングルインカムにより支えられていることを、障害児者の家族が貧困に陥る要因としてとらえている。
- 3) 障害児の祖父母の障害受容に関する研究（野尻，2012）や発達障害児の祖父母の支援に関する研究（今野，2009；今野，2011）などがみられるが、母親の就労との関係で祖父母の役割に注目する先行研究はほとんど見当たらない。
- 4) 就労そのもののために祖父母の援助が必要とされる場合があるだけでなく、就労に向けた職業訓練等のために祖父母の援助が求められる場合もある。〈ケース 49〉では、障害のある子どもが小学6年生のときに、母親は夏休みに子どもを祖父母に預けて、ホームヘルパーの資格を得るための実習をしている。
- 5) 放課後・休日における障害児のための社会的支援は、保護者の就労の支援という側面からも、保護者が強く求めるものである（丸山，2009）。
- 6) 障害児のケアを祖父母が担うことに関わって、今野（2011）が指摘するように、祖父母への社会的支援が必要かもしれない。しかし、障害児のケアに関わる祖父母への社会的支援を進めることは、祖父母が障害児のケアに関わらなければならない実態を追認・強化していく危険性をもつ。祖父母への社会的支援がなされる際にも、障害児のケアを家族に大きく依存する状況に対する批判的視点が

必要であろう。

参考文献

- 藤原里佐（2006）『重度障害児家族の生活—ケアする母親とジェンダー』明石書店。
- 今野和夫（1998）「障害児の祖父母についての研究—同居の父方祖母に対する母親の意識を中心に」『秋田大学教育学部研究紀要教育科学部門』第 53 集，pp.45-53。
- 今野和夫（2009）「発達障害者支援センターにおける祖父母支援—センターへの質問紙調査を通して」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』第 31 号，pp.61-74。
- 今野和夫（2011）「障害児の祖父母に対する支援についての展望」『秋田大学教育文化学部研究紀要教育科学部門』第 66 集，pp.45-54。
- 久保山茂樹（2006）「障害のある子どもをもつ母親への就労支援」『教育と医学』2006 年 5 月号，pp.66-73。
- 丸山啓史（2009）「障害のある子どもの放課後・休日支援の現状と課題—保護者対象全国調査より」『障害者問題研究』第 36 巻第 4 号，pp.72-79。
- 丸山啓史（2011a）「障害児を育てる母親の就労に影響を与える要因」『京都教育大学紀要』No.118，pp.81-90。
- 丸山啓史（2011b）「障害のある乳幼児を育てる母親の就労をめぐる問題—母親へのインタビュー調査から」『障害者問題研究』第 39 巻第 3 号，pp.32-39。
- 丸山啓史（2011c）「学童保育の対象学年・入所要件が障害児と保護者の生活に及ぼす影響」『学童保育（日本学童保育学会紀要）』第 1 巻，pp.74-82。
- 丸山啓史（2012a）「障害のある子どもを育てる母親が就労することの意味—母親へのインタビュー調査から」『京都教育大学特別支援教育臨床実践センター年報』第 2 号，pp.23-35。
- 丸山啓史（2012b）「障害のある子どもの放課後保障と母親の就労」島田修一・辻浩・細山俊男・星野一人編著『人間発達の地域づくり—一人権を守り自治を築く社会教育』国土社，pp.105-116。
- 中根成寿（2006）『知的障害者家族の臨床社会学—社会と家族でケアを分有するために』明石書店。
- 野尻恵美子（2012）「障害児をもつ祖父母の障害受容を促す要因の検討」『コミュニケーション障害学』Vol.29 No.1，pp.1-8。
- 能勢ゆかり（1999）「家族のゆとりと健康」藤本文朗・黒田学編著『障害児と家族のノーマライゼーション—滋賀の「障害をもつ子どもたちの生活実態調査」から』群青社，pp.86-105。
- 玉井真理子（2008）「障害児の母親が職業を捨てないということ」上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編『家族のケア家族へのケア』岩波書店，pp.155-178。
- 田中智子（2010）「知的障害者のいる家族の貧困とその構造的把握」『障害者問題研究』第 37 巻第 4 号，pp.21-32。
- 土屋葉（2002）『障害者家族を生きる』勁草書房。
- 津止正敏・津村恵子・立田幸代子（2004）『障害児の放課後白書—京都障害児放課後・休日実態調査報告』クリエイツかもがわ。
- 上村浩子・高橋利子・日高洋子・原田放子（1999）「障害児を持つ母親の子育てと就労に関する意識調査」『横浜女子短期大学紀要』第 14 号，pp.85-97。

上村浩子・高橋利子・日高洋子・原田放子（2000）「障害児を持つ母親の子育てと就労に関する意識調査その二」『横浜女子短期大学紀要』第 15 号，pp.41-52。

＊本稿は，独立行政法人福祉医療機構による平成 22 年度の社会福祉振興助成事業（先進的・独創的活動支援事業）を受けて京都障害児放課後ネットワークが実施した「障害児家族就労促進調査・研究事業」の成果にもとづくものである。